

IASB Update

2021年2月臨時

—Covid-19に関連した賃料減免

関連情報

今後のIASB会議：

2021年3月22–26日

2021年4月26–30日

2021年5月24–28日

IASB Update ニュース レターのアーカイブ

過去のIASB Update は
[こちら](#)

要約のポッドキャスト

過去のIASB ボード会議
の要約のオーディオ（ポ
ッドキャスト）は [こち
ら](#)

プロジェクト作業計画

プロジェクト作業計画は
[こちら](#)

IFRS 第16号と covid-19（アジェンダ・ペーパー32）

2021年6月30日以降のCovid-19に関連した賃料減免

審議会は2021年2月4日に臨時会議を開催し、IFRS 第16号「リース」の第46A項における実務上の便法が利用可能な期間を延長すべきかどうかを検討した。

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- IFRS 第16号の第46B項(b)を次のように修正する。借手がIFRS 第16号の第46A項における実務上の便法を適用することを認める賃料減免は、リース料の減額が、当初の期限が2022年6月30日以前に到来するリース料（当初の期限が2021年6月30日以前に到来するリース料ではなく）にのみ影響を与える賃料減免とする。13名の審議会メンバーのうち11名がこの決定に賛成した。
- この修正を適用する借手に、2021年4月1日以後開始する事業年度に適用することを要求する。13名の審議会メンバーのうち12名がこの決定に賛成した。
- 借手がこの修正を早期適用することを認める。これには、最終的な修正の公表日において発行が未だ承認されていない財務諸表も含まれる。13名の審議会メンバーのうち12名がこの決定に賛成した。
- この修正を適用する借手に、修正を遡及適用することを要求し、修正の適用開始の累積的影響は、借手が修正を最初に適用する事業年度の期首現在の利益剰余金（又は、適切な場合には、資

本（他の内訳項目）の期首残高の修正として認識する。13名の審議会メンバーのうち11名がこの決定に賛成した。

- e. 借手がこの修正を最初に適用する報告期間において、借手はIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第28項(f)で要求されている情報の開示を要求されない旨を定める。13名の審議会メンバーのうち11名がこの決定に賛成した。
- f. IFRS第16号の修正案の公開草案について、IFRS財団の評議員会に承認されたとおり、14日のコメント期間を与える。13名の審議会メンバーのうち12名がこの決定に賛成した。1名は欠席した。

13名の審議会メンバーのうち12名が、公開草案の書面投票のプロセスを開始するために適用されるデュー・プロセスの要求事項に当審議会が準拠したと納得した旨を確認した。1名は欠席した。

1名の審議会メンバーが、公開草案の提案に反対票を投じる意向を示した。

次のステップ

スタッフは書面投票のための公開草案を作成する。審議会は公開草案を2021年2月11日に公表する計画である。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。